

ギールケ文庫と国際私法学の文献・資料
The Otto von Guericke Library and the Materials
on Private International Law

焔 場 準 一
AKIBA Jun'ichi

昭和の二六年（1951年）に、この大学に入学を許されて以来、未だに「卒業」できないで居る。もう四十年の歳月が流れ去ったことになる。ここでの研究機会を与えられておりながら、その間に果たしてドノ程度のことを為し得たか、疑問に思われる。ウルリクス・フベルス（1636—1694）の研究くらい、それも極めて不十分なものであるが、それくらいしか無い。しかし、この研究は、本学のギールケ文庫が無かったら在り得なかつた、こう断言できるものである。

この文庫の中に、Praelectionum juris civilis tomi tresというのがある。仮綴じ風の表紙で手書きの題字も消えかかった粗末な二冊本である。うらぶれたその外観からは、大切な内容が納められていようとは誰も思うまい。けれども、その二冊目の538頁から543頁までのわずか四頁半に記された内容は筆者の専攻する国際私法学の歴史において、最も重要なものの一つである。それが出版された17世紀末は勿論のこと、スコットランドを経て、その後は英米の法曹界に広く受け容れられて浸透し、これらアングロ・サクソン諸国の国際私法理論を今日でも基底から規定していると言われている。国際法学の父と慕われるグロティウスの名は万人に親しい。このグロティウスが17世紀の前半に国際法学について成し遂げたこと、それをフベルスは同じ世紀の後半に国際私法学に関して行った、このように意義づけられている。

ところで英米の諸国では、国際私法の主要な部分をconflict of lawsと称する慣わしである。フランス法系の諸国でもconflict des lois、およびこれに相当する各国の言語で呼んでいる。これらの呼称のルーツは、実に上述のフベルスに依る小論のタイトルに求められる。“de Conflictu legum”というのがそれである。この小論を取めたPraelectionumの初版は1689年とされているが、そこで唱えられた法律抵触に関する所説の大部分は既に1684年のDe jure civitatisで明らかにされている。ギールケ文庫が所蔵するのは新訂増補版（1735年）である。同じく17世紀オランダ学派——正確には17世紀後半のオランダ学派であり、国際礼讓理論で名高い——その正統的な代表者ヤン・フットの著書も文庫は持っている。1668年ハーグ駐在の英国大使ウィリアム・テンプル卿が1690年に公にした見聞録“Observations……”が本学のコレクションの中にあつたのも、当時のオラ

ンダ事情を知る貴重な手掛かりとの一つとなった。勿論これだけでは決して十分ではない。しかし、既にこれだけの文献が身近に揃っているのは嬉しい驚きであった。

話は飛ぶが、現代国際私法理論の基礎を支える三本柱はアメリカのストーリー、ドイツのサヴィニィ、そしてイタリアのマンチーニということになっている。Commentaries on the Conflict of Laws (1834), Das System des heutigen römischen Rechts, Band 8 (1849), Della nazionalità come fondamento del diritto delle genti (1851)。この何れもを我が図書館は持っている。サヴィニィだけは社会科学古典資料センターに移されてるが、他は一般の書架、国際私法の所に置かれている。ストーリーはオリジナルが二冊。マンチーニは、マキアヴェッリの研究とともに「国際法論集」(1873)に収録されている。1978年に復刻版が出回るようになるまでマンチーニのこの文献は、知られている限り我が国にはこれ一冊しか無かったのである。高等商業学校のラベルが貼られている。我が国の法典編纂期に、世界で最も進歩的な国際私法に関する法典を持っていたのはイタリアだけであった。その間の事情が窺われて興味深い。

それらはほんの一部ではある。しかし、このように見てくると、他の分野についてはいざ知らず、少なくとも自分の専攻する領域に関しては、なかなか大した蒐書である。問題は利用の便宜、使い勝手であろう。

筆者が研究を始めた頃は、未だ規制も緩やかで、たとえ貴重書であっても自由に書架の前に立ち、手に触れたり、ゼロックスの複写をしたりすることも可能であった。前に述べたテンプル卿の書物など、書架の間をうろうろしながら見つけたものである。カタログからの情報に頼った訳ではない。いまは研究室への借り出しはおろか、書架へも入れない部分がある。サヴィニィが良い例であろう。少なくともこのサヴィニィに関しては、学部の学生でも自由にコピーが出来る大学が近くにある。本学では、我々専門家ですら書架に並んでいるサヴィニィに会うことすら許されていない。一般の学生にとっても、教室で本物を見せられ、手に触れさせて貰うことが大事ではないか、このような考えはもう通用しないのであろうか。おそらくは、そこに収められている情報のセンターではなく、情報を収めている「箱」の博物館なのであろう。「箱」ではなくて、中身の情報の方に用があるのにも拘らず、ここにはその特定の「箱」に入ったものしか無いときは、必ずしも便利とは言い難い。資料へのアクセスの難易度は距離を超越しているのが現代である。外国へファックスで注文した方がより自由により早くより確実に資料を集められるというのでは如何であろうか。貴重な資料であるコンスラート・デル・マーレ。個人で所有するよりは、図書館に寄贈した方が皆の役に立とう… こう思って寄付された或る先生が、御自分で利用するにも極度の不便を感じるようになり、悔やんでおられたことを思い出す。

疲れた眼を休めに研究室を出て裏門から入り、貴重品を眺め歩いた最後は本物のロゼッタ・ストーンに手を触れる… こんな毎日を過ごしたロンドンが懐かしい。レプリカをガラスのケースに入れ、ほんものはロンドンに在る…と注意書きしてあったライデンの考古学博物館が思い出される。そんなライデン大学でも、ドゥーザ・カメル(貴重書閲覧室)のキーパーは注文に応じて何時でも何でも快くコピーをしてくれた。破損の心配はないか、こう聞いてみたことがある。“壊れないようにコピーするのも私の仕事。たとえ壊れても修復すれば良いではないか。”これが答えであった。たしかに、修復作業中ということで、見ることが出来なかった資料もあったのである。けれども、壊れることを心配するあまり、コピーを制限する考えは無かったようである。もっとも、何が貴重かは相対的なものである。我々にとって極めて貴重な書物でも、彼らにとってはそれ程でもなく、逆に彼らにとっての貴重品が、我々からすれば何処でも手に入るということもあ

る。簡単には断言できないから厄介である。

とにかく、少なくとも国際私法学の、それも第二次世界大戦前までの資料・文献に関していえば、わが図書館の充実度は誇るに足る。ギールケ文庫の取得に奔走された先輩たちにはただ頭が下がるのみである。同時に忘れることの出来ないのは、東京商大における第一代目の国際私法主任教授・山口弘一博士の御厚志である。その蔵書の全てを大学に寄贈されたようである。独立の文庫にはなっていないが、博士のサインおよび文庫印からそれと知れる。にも拘らず、国際私法学史研究に不可欠のものが一つだけ欠けているのが気に懸かる。レネのアントロデュクション（第一巻（1888）、第二巻（1892））である。実は、この書の第二巻はいま筆者の手元にある。山口博士が蔵書の中から抜き出して、その後継者そして筆者の指導教官にあたる久保岩太郎教授に与えたのである。同書に添付された久保教授宛ての葉書には次のように記されている。“Lainé, introduction…御錢別の印までに科呈致します 此点に於て商大に對する老生遺言の一部を取消します”日付は昭和十九年五月二日となっている。“フランス語は読まなくなったから…”こう言って筆者に譲って頂いてからもう二十余年を経た。そろそろ今度は筆者がこの書物を四代目に譲り渡す時が迫って来たようである。本学に職を得た者として、いかにもこの大学に相応しい仕事をしたと胸を張れるほどのものは未だない。けれども、少なくとも日本において、この大学でなければ出来なかった、あるいは、この大学に居る者には最も適切な仕事であった、このように思ってもらえることをもってしておかなばならないであろう。この方向で、残り少ない時間を有意義に過ごしたいと思うものである。

（前に述べたフベルスの“De jure civitatis”のオランダ版ともいうべき“Heedensdaegse Rechtgeleertheit, …”の第二版（1699）は東大のノイベッカー文庫から借り出してフィルムに納め、本学図書館の蔵書に加えてある。）
（一橋大学法学部教授）